# 1 案件名称

令和3年度小児救急支援システム機能保守等業務委託

# 2 契約の相手方

株式会社 DTS WEST

# 3 随意契約理由

小児救急支援システムにて構築された小児救急支援アプリは、平成28年4月1日から 救急安心センターおおさか事業の一環として運用しており、大阪府内全域の医療機関情報(所在地、標榜診療科目、診療可否時間等)を利用者に提供している。最新の医療機関情報を提供するためには、本システムの機能保守等の業務を行い、最新かつ適正化された 状態を維持することが必要不可欠である。

上記業者は本アプリケーションを開発・納入した業者であり、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有しているため、当該業務を行うことができる唯一の業者である。よって、上記業者を指定する。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

消防局救急部救急課(救急安心センター) 電話番号 06-4393-6634

### 1 案件名称

初動消防活動支援システム管理業務委託

### 2 契約の相手方

パシフィックコンサルタンツ株式会社

### 3 随意契約理由

初動消防活動支援システム(以下「システム」という。)は、地盤データ、建物データなどを事前にコンピューターに登録しておき、地震発生時に市内に設置している震度計の震度情報を基に地域ごとの地震動の分布、出火危険度、延焼危険度を予測し、さらに火災指令した出火点において、風向、風速が反映された延焼シミュレーションを実施し、消火に必要な消防部隊数等を予測するシステムである。

本業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、機能点検を実施するものである。併せて、「初動消防活動支援システム情報セキュリティ実施手順」に基づき、ウイルス対策ソフト定義ファイルを定期的に更新しなければならず、本システムの運用を停止することなく、他の機能に影響を与えないよう機能点検及びウイルス対策ソフト定義ファイル更新を行う必要がある。

上記業者は、本システムを開発・納入した業者で、システム独自の設計・製造等に 係る専門的知識と技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を行うことの できる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

消防局警防部警防課(情報システム) (電話番号 06-4393-6572)

- 1 案件名称 消防訓練指導業務委託
- 2 契約の相手方 一般財団法人 大阪消防振興協会
- 3 随意契約理由

当局では、不特定多数の市民等が出入りする建物のうち、消防法に基づいて防火管理者を定め、消火・通報・避難の訓練を実施することが義務付けられたもの(以下「指導対象物」という。)に対し、指導対象物の関係者が万一の災害に遭った際に適切に対応できるよう、消防職員による火災に関する知識、経験等に基づき、それぞれの建物実態に適した訓練要領をアドバイスする消防訓練指導により、災害発生時の被害軽減に努めている。

本業務委託は、消防訓練指導について委託するもので、電話等による訓練実施の促進と、直接、訓練現場に立ち会って実施する助言及び指導、また、自主的に行われた訓練について実施する助言及び指導を主な業務とする。

また、指導対象物の形態等の多様化に伴い、平成27年以降に施行された改正消防法施行令により社会福祉施設や病院等の用途区分が見直されるなど、建物それぞれの実態に合わせた防火管理体制がさらに重要となっており、変わりゆく状況に適切に対応していく必要がある。このような現状に鑑み、当局では、平成30年度より消防訓練指導の機会を捉えて行う消防計画\*の作成・見直しに係るアドバイスを本業務の一つとして委託し、指導対象物関係者に対して消防訓練の重要性を含めた防火管理に関する総合的な意識向上を図っている。

こうした業務の履行には、より高度な知識や技術が必要となることから、火災予防業務に係る高度な知識・技術・経験を蓄積した予防技術資格者の経歴を有する者により、組織内で業務従事者に対して指導・助言する体制の確保を受注者に求める必要がある。

上記法人は、予防技術資格者の経歴を有する者や防火対象物点検資格者といった本業務の履行に必要な知識・技術・経験を有する者により、年間の委託件数を確実に実施できる業務体制を確保しており、市場調査の結果、本業務の目的を確実に達成できる唯一の法人である。

よって、上記法人を指定するものである。

- ※ 消防計画:消防訓練の実施のほか、消防用設備等の点検・整備、火気の使用・取扱い、避難又は防火上必要 な構造・設備の維持管理、収容人員の管理、南海トラフ地震を含む地震対策等について定める防 火管理の基本計画
- 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局予防部予防課(自主防災管理) (電話番号 06-4393-6330)

- 1 案件名称 自主防災指導業務委託
- 2 契約の相手方 一般財団法人 大阪消防振興協会

### 3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する消防法令の規制対象となる建物に立ち入って、階段、廊下、防火戸等の施設の管理状況や、防火管理体制、消防用設備等の法令基準への適合状況を確認するとともに、当該建物の関係者等に対し、火災予防の観点から必要な知識・技術に係る指導を行うことを主たる業務内容としていることから、業務の実施にあたっては、消防法令及び火災予防業務に関する高度かつ専門的な知識・技術・経験を必要とする。

したがって、消防法令に関する高度かつ専門的な知識・技術を有する者として、防火対象物 点検資格者を従事者とし、さらに、消防法令及び火災予防業務の全般に関する高度かつ専門的 な知識・技術及び十分な経験を蓄積した予防技術資格者の経歴を有する者が、当該事業組織内 において従事者に対し指導、助言等することのできる組織体制の確保が不可欠である。

さらに、従来、消火器の設置義務がない延べ面積 150 ㎡未満の飲食店等に対し、その設置を 義務付ける消防法令改正が平成 30 年 3 月に行われ令和元年 10 月から施行されたことにより、 新たに規制対象となった飲食店等に対する消防用設備等の設置の指導等にあたっては、個々の 建物の具体的な規模や使用状況等について現地での見取り、聞取りを行って、消防法令に定め る用途に該当することを確認のうえ、当該建物の関係者等に対し、法令改正の趣旨や設置基準、 届出等の制度内容等を周知し、建物の状況に応じたきめ細やかな指導を行う必要がある。

以上、本業務の実施に必要とされる知識・技術の特殊性を踏まえ、建物の管理や警備を業とする事業者を対象として市場調査を実施したところ、本業務を確実に履行することが可能な事業者は、上記法人に特定される結果となった。

このことから、本業務に係る契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして、契約相手方を上記法人に指定するものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

消防局予防部予防課(第1査察) (電話番号 06-4393-6373)

1 案件名称

令和3年度救急教育等業務委託

- 2 契約の相手方
  - 一般社団法人 大阪府医師会

### 3 随意契約理由

本案件は、救急救命士の養成教育及び救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育 (以下、「救急救命士生涯教育」という。)を実施するにあたって必要となる専門医師 による講義、実技実習及び救急医療機関における病院実習の調整を委託する業務であ る。

救急救命士養成教育については、「救急救命士学校養成所指定規則(平成3年文部省・厚生省令第2号)」に基づき実施しており、各診療科や救急・災害医療など幅広い専門医師による講義や実技実習、救急医療機関における病院実習が必須となっている。また、救急救命士生涯教育については、平成28年3月31日付け消防救第38号「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の一部改正について」に基づき実施しており、救急救命士が特定行為等の処置を行うために必要なメディカルコントロール体制の下、救急・災害医療に係る専門性の高い教育及び救急医療機関におけるより実践的な病院実習が必須となっている。

本案件を実施するにあたっては、専門医師による講義、実技実習及び救急医療機関における病院実習の調整について一貫性を持たせて行う必要があり、かつ救急医療機関等及び医師の協力が必要不可欠である。上記業者は、大阪府内の各救急医療機関等及び医師の統括的な調整や円滑な確保が可能である唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局救急部救急課(救急指導) (電話番号 06-4393-6627) 高度専門教育訓練センター(救命士養成) (電話番号 06-6746-5113)

# 1 案件名称

画像伝送システム機器保守業務委託

### 2 契約の相手方

NECネッツエスアイ株式会社

# 3 随意契約理由

本システムは、大規模災害時に高所カメラ及びヘリコプターからの映像等を総務省消防 庁及び都道府県等へ通信衛星を経由して情報伝達し、広域的な通信体制を確保するシステムであり、NECネッツエスアイ株式会社が独自に設計・製造したものである。

本業務は、本システムの製造業者である上記業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

### 1 案件名称

高所カメラ情報収集システム機器更新業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社日立国際電気

### 3 随意契約理由

本システムは、高層ビル屋上に設置したテレビカメラをコンピュータ制御し、市内一円をモニタするほか、火災救急指令システムと連動して、自動的に災害点方向に動作を行うシステムであり、上記業者が独自に設計・製造したものである。

本業務は、上記システムを構成する映像制御装置のサーバー機器等を更新するもので、本システムの製造業者である上記業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

### 1 案件名称

令和3年度救急車の定期点検整備、継続検査整備業務委託 (概算契約)

### 2 契約の相手方

大阪トヨペット株式会社

### 3 随意契約理由

高規格救急車は、国土交通省で専用車両として認可を受けた車両で、救急救命士が定められた処置を行うための設備、機能を備えた車両として製作されている。

高規格救急車は、患者用の防振ベッド装置やストレッチャー収容装置などのほかに医療器具用のための電装装置や、車両の盗難防止装置などの特殊装置が装備されており、これら各装置の点検、整備には製作会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要となる。

上記業者は、当該高規格救急車の製作会社であるトヨタ自動車株式会社の系列会社であり、大阪市において、販売・特殊装置を含めた整備技術の提供及び指導を製作会社から受けている唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6198)

- 1 案件名称 消防情報システム保守業務委託
- 2 契約の相手方 富士通 Japan株式会社

# 3 随意契約理由

当局が保有する消防情報システムは、119番通報等を受信するとともに、災害地点やその距離、災害内容などの情報から、最適な消防車両や救急車両の出場隊編成を行い、該当署所へ専用線を利用して出場指令トーン、音声指令、出場指令書を出力させるシステムである。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

本システムの開発・納入業者である富士通株式会社は、消防情報システム関連事業について、上記業者に事業を承継しており、上記業者は開発・納入業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有していることから、システムの障害発生時には状況を的確に把握して最適な対応を行うとともに、機器部品の確保ができる。

以上の理由から、上記業者は本システムの保守業務を実施することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

# 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 5 担当部署

消防局警防部警防課(情報システム) (電話番号 06-4393-6573)

### 1 案件名称

消防情報システム機器移設業務委託

# 2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

# 3 随意契約理由

本業務は、消防情報システムの更新に伴い、大阪市消防局5階作戦室及び6階メンテナンス 室の消防情報システム機器を移設設定するものである。

本業務は、消防情報システム開発・納入業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、それに対応する技術資料及び技術者を保有しなければ、本業務を履行することができない。

消防情報システム開発・納入業者である富士通株式会社は、消防情報システム関連事業について、上記業者に事業を承継しており、上記業者は開発・納入業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務が履行できる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局警防部警防課(指令共同) (電話番号 06-4393-6573)

# 1 案件名称

令和3年度消防局庁舎(西消防署併設)ゴンドラ設備定期点検業務委託

# 2 契約の相手方

日本ビソー株式会社

# 3 随意契約理由

ゴンドラ設備は、労働安全衛生法第41条及びゴンドラ安全規則第21・24・27条に基づき、定期点検及び性能検査を実施する必要がある。ゴンドラ設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

消防局庁舎(西消防署併設)設置のゴンドラ設備は、製造会社が独自の機構や技術により製造したものである。上記業者は本ゴンドラ設備の製造会社で、 点検及び修理に必要な製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有しており、当該業務を履行できる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、点検及び修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって上記業者を指定するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6165)

# 1 案件名称

ヘリコプターテレビ電送システム機器点検業務委託

# 2 契約の相手方

池上通信機株式会社

# 3 随意契約理由

本システムは、ヘリコプターに搭載したテレビカメラから災害現場の映像を指令情報センター等に電送するもので、地震等の非常災害時には、火災状況、建物・道路の損壊状況並びに市民の避難動向等の災害情報を迅速、的確に把握するシステムである。

本業務は、本システムの製造業者である上記業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

# 1 案件名称

消防車両ポンプ装置保守点検整備(2)業務委託

### 2 契約の相手方

小川ポンプ工業株式会社

# 3 随意契約理由

消防車両ポンプ装置は、ポンプ装置を使用した消防活動を目的として道路運送車両 法及び道路運送車両の保安基準並びに消防法の規定に基づく動力消防ポンプの技術 上の規格に定める省令に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるも のである。

当該消防車両ポンプ装置は上記事業者製であり、車両ぎ装全般について同社独自の 技術で設計製作されており、点検整備には製造業者独自の高度かつ専門的な知識と技 術情報が必要である。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、 上記事業者を指定する。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6189)

# 1 案件名称

令和3年度都島消防署ほか13か所ガスヒートポンプ式空調設備保守管理業務委託

# 2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

### 3 随意契約理由

各署所のガスヒートポンプ式空調設備は、経過年数に応じたより質の高いメンテナンスが必要であり、また各署所は防災活動拠点として常に良好な状態を維持する必要があるため、機器定期点検、故障時の緊急対応・故障修理、遠隔管理等を総合的に保守管理するフルメンテナンスサービスを行う必要がある。

都島消防署ほか13か所設置の同空調設備は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、製品の構造、分解、組立手順等独自の知識や技術を有しており、保守管理業務を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6165)

1 案件名称

デジタル無線機積替(1)業務委託

2 契約の相手方

株式会社富士通ゼネラル

3 随意契約理由

本業務は、株式会社富士通ゼネラルが製造した消防・救急デジタル無線機を、指定する消防車両から消防車両へ積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解 清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

本業務を行うためには、消防・救急デジタル無線機の専門的知識や技術が必要となり、上記業者は製造メーカーであることから本業務を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

# 1 案件名称

消防情報システムソフトウェア改修(予防)業務委託

# 2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

## 3 随意契約理由

本事業は、消防法令の改正等に伴い、消防情報システムの予防業務ソフトウェア改修の必要性が生じたもので、当該システムの運用を停止することなく、他の機能に影響を与えないようソフトウェア改修を行うものであり、本事業を行うためには、開発・納入業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有している必要がある。

上記業者は、消防情報システム関連事業を、当該システムの開発・納入業者である富士通株式会社より承継しており、本事業を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

消防局警防部警防課(情報システム) (電話番号 06-4393-6573)

1 案件名称

デジタル無線機積替(2)業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、富士通株式会社が製造した消防・救急デジタル無線機を、指定する救急 車両等から救急車両等へ積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃 を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

本業務を行うためには、消防・救急デジタル無線機の専門的知識や技術が必要となり、上記業者は、富士通株式会社より消防・救急デジタル無線事業を承継した者で、上記業者は本業務を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

# 1 案件名称

起震車の起震装置保守点検整備業務委託

### 2 契約の相手方

飛鳥特装株式会社

# 3 随意契約理由

起震車は、各種地震を再現させる装置を備えたものであり、確実な動作を要求されるものである。

当該起震車は、上記事業者製であり、車両ぎ装全般について、同社独自の技術で設計・製作されており、起震装置及びこれに付随する点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にし、点検整備後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、 上記事業者を指定する。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6191)

1 案件名称

はしご車特殊装置点検整備業務委託

- 契約の相手方
  株式会社モリタテクノス
- 3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の 保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確 実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検及び整備業務には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製造会社からはしご車特殊装置点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本契約は上記業者以外では本点検整備を履行することができないため、 上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6198)

# 1 案件名称

NET119 緊急通報システム業務委託 長期継続

2 契約の相手方 株式会社ドーン

# 3 随意契約理由

本事業は、当局が管轄する地域に在住、在勤または在学している聴覚障がい者または音声による 119 番通報に不安のある方などが、円滑に緊急通報を行えるようにするものであり、現在、上記業者の Web システムを利用することで本事業を行っている。

現在の業者との契約が満了するため、新たに NET 119 緊急通報システム業務委託 を発注する必要があるなか、上記業者以外へ移行する場合、現在当局が提供している 機能(相互接続)ができなくなり、結果として市民の生命、身体及び財産に重大な影響を与えるおそれがある。

よって、上記業者を指定する。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署